

教員組織の在り方（ダブルカウント・みなし専任教員）について

1. 専任教員に関する現行制度の概要

○専門職大学院は、教育の質保証の観点から、一定の独立性を確保し、教育に専念する教育組織を充実することを制度趣旨としており、専任教員については、

- ・修士課程において専門分野別に定められた研究指導教員数の1.5倍の数＋研究指導補助教員数が必要
- ・上記の設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」）は、学部・修士・博士課程（前期）の必置教員数に算入（ダブルカウント）できないことが原則（ただし、必置教員数分を超えて配置される教員については、法令上の規制はない。）

とされている。

○制度創設後10年間の特例として、既存の専門大学院（修士課程）から専門職大学院への円滑な移行を図る観点から、他の学位課程とのダブルカウント（学部、修士課程、博士課程（前期）は必置教員数の1/3まで、博士課程（一貫制及び区分制の後期）は全て）が認められていた。特例措置の取扱いは、改めて、制度の定着状況を見つつ見直すこととされていたが、

- ・教員組織の一定程度の独立性の確保と教員に専念する教員組織を充実するという制度の趣旨や、多くの専門職大学院で暫定措置の終了に合わせた計画的な解消が順調に進められている実態を踏まえ、特例措置は当初の予定どおり終了
- ・一方で、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案し、教育上支障を生じない場合には、必置教員の全てについて、一個の専攻に限り、博士課程（一貫制及び区分制の後期）のみダブルカウントを認める

こととされた。

○必置教員数のうち3割以上は、実務家教員の配置が必要。実務の最新の動向を熟知している実務家の参画を促す観点から、必置実務家教員数の2/3までは、年6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う者であれば、専任教員に算入できる措置（みなし専任教員）が設定されている。

2. WG（視察を含む）における主な指摘

【ダブルカウント】

○ダブルカウントの見直しは、特例措置廃止の際に議論しており、慎重であるべき。

○全ての専門職大学院にダブルカウントを認めるのは難しいが、特徴的な取組ができるなど、機能強化が図られることを前提とすれば検討の余地はある。

- 共通している教員を効率化し、新しい分野の教員を雇いたいという積極的な理由であれば、ダブルカウントを認めるべき。
- 学部とのダブルカウントの特例措置がなくなった後、教員の交流がなくなり壁ができていく。教員には負荷がかかるが、学部とのダブルカウントを認め、学部との連携を促すべき。
- 同じ分野の教員を学部と別個に雇っているが、学内で重複する分野を整理できれば、そのリソースを他分野の教育に向けられる。教員の有効活用の点でも、学部と大学院が連携した教育をするためにも学部とのダブルカウントを可能にすべき。
- 学部でも実務家教員を確保したいという要望があるため、実務家教員だけでも学部とのダブルカウントを認めるべき。
- クロスアポイントメント制度では従事比率（エフォート）が定められるが、同様の考え方を導入し、教育の質を担保することはできないか。
- 専門職大学院間のダブルカウントの是非も検討すべき。
- ダブルカウントを認めた場合に、一専攻の教員数が少なくなりすぎると教育システムを構築できるか不安がある。
- ダブルカウントを時限付で認めるものの、一定期間経過後、認証評価なりで、一定の質が確保されているということであれば、そこで選択を可能にするといった段階的な制度設計も考えられる。

【みなし専任教員】

- みなし専任教員の必要単位数が緩和されれば、その時々々の社会ニーズの高い実務家に参画してもらい易くなる。
- みなし専任教員の必要単位数を緩和する場合、現状のまま、必置教員数の2/3まで認めるか検討が必要。
- みなし専任教員について、「運営に責任を担う」という表現では分かりにくいので、教授会の構成員であるということを明確にすべき。ここを明確にすると、教育の質を保つことは可能ではないか。

【必置専任教員】

- 専任教員数の確保がネックとなり、修士課程から専門職大学院への移行が進んでいない。
- リカレント教育等の観点から、現行の専攻と同様の分野について、異なる専攻を設けるような場合、必置教員数を軽減する措置が必要ではないか。

3. 検討事項

【制度趣旨やこれまでの経緯との関係】

- 専門職大学院における教育に専念する教員の充実に図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保するという制度趣旨との関係を考えることが必要。
- 専門職大学院制度発足時、既存の専門大学院（修士課程）から専門職大学院への円滑な移行を図る観点で特例措置が設定されたが、制度趣旨を踏まえるとともに、多くの専門職大学院で、特例措置の終了に合わせた計画的な解消が順調に進められ、専任教員数の確保の観点からは支障が生じない見通しであることから特例措置は廃止された。ダブルカウントの在り方を検討する場合、こうした経緯を踏まえることが必要

【ダブルカウント】

- 各専門職大学院が、社会（「出口」）や地域のニーズを踏まえ、学士課程、修士課程及び専門職学位課程間で連携し、自らの強みや特徴を伸ばすための取組や新たなニーズに対応するための取組を行うことを促進するため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が、他の課程の専任教員を兼務することの在り方を検討すべき。
- 専門職大学院を新設する場合（修士課程等から移行する場合も含む）に限り、時限付きでダブルカウントを認めることや、他の課程と連携した新たな取組を促進するため、以下の①と②の条件を満たすなど、教育の質保証が確保されることを前提として認めることも一案としては考えられる。
 - ①教育上積極的な効果が認められる場合
 - 新たな教育プログラムの開設、学部との体系的な教育の構築といった明確な効果が生じる場合に限定
 - ②教育上支障がない場合
 - エフォート管理の手法を導入することも一案。例えば、他の課程の専任教員を兼務する場合においても、専門職学位課程における担当単位数を超えないものとする。
- （①、②の該当性は、設置審査や認証評価において確認）
- 現行制度上、同じ課程間の専任教員の兼務は認められていないため整理が必要。
- 専門職大学院設置基準上、特例措置が設けられている法科大学院及び教職大学院については対象外とすることが適切ではないか。

【みなし専任教員】

- 最新の実務の知識を有する実務家教員やその時々社会ニーズの高い実務家が、専門職大学院教育により参画し易くするため、「みなし専任教員」の要件の担当単位数の下限を6単位から4単位に緩和することについてどう考えるか。この際、組織の運営に責任を担う者（具体

的には教授会への参画)であることは、引き続き要件とし、研究者教員と実務家教員のバランスについては、認証評価において確認することを検討してはどうか。

【法学分野の必置教員数の緩和】

- 法学分野において、一研究科に、複数の専門職学位課程の専攻がある場合は、必置教員数を一定程度緩和してはどうか。
- 修士課程の必置教員基準について、法学系については、研究指導教員数5のところ、「公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を3以上とする」とされており、この考え方を援用する。
- ただし、法科大学院教育の質保証の観点から、法科大学院は緩和対象とはしない。

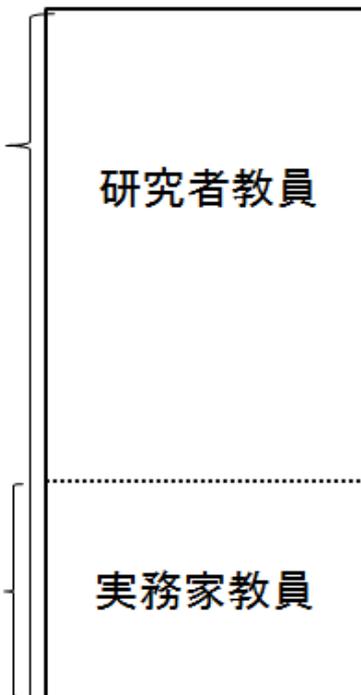
(参考：専門職大学院における教員組織について)

①必要な専任教員

- 1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員又は
 - 2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数(小数点以下の端数は切り捨て)につき1人の専任教員を配置
(告示53号第1条第1項)
- ※1) 2) のいずれか多い方の数

②実務家教員

- 必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置
(告示第53号第2条第1項)
- ※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置
(告示第53号第2条第3項、第5項)

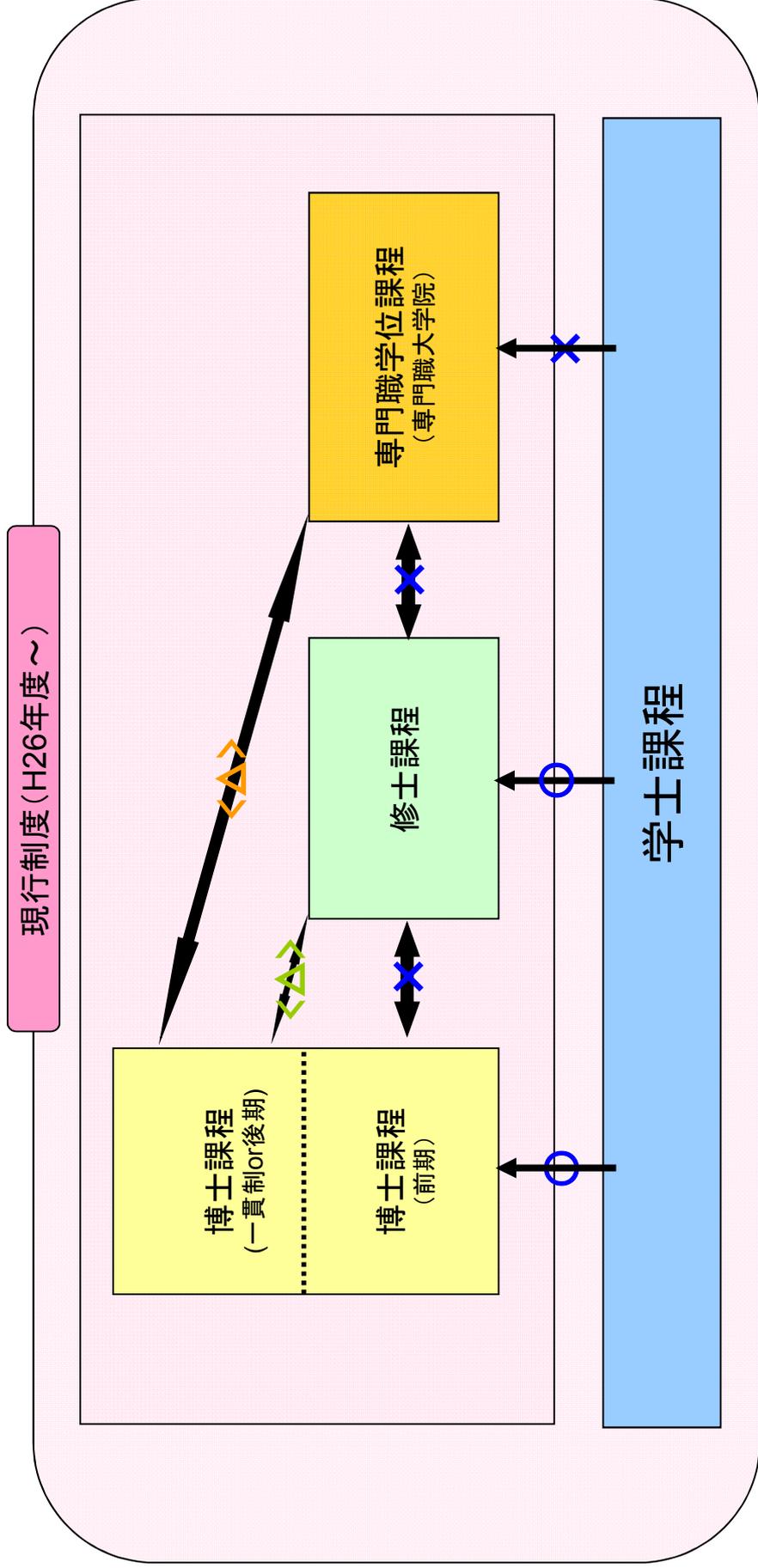


- ③他の課程との兼務(ダブルカウント)
博士課程(区分制の場合は後期課程)の専任教員の兼務が可能
(専門職大学院設置基準第5条第2項)

④みなし専任教員

- 実務家教員のうち、3分の2(端数は四捨五入)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
(告示第53号)第2条第2項

ダブルカウントにおける現行制度（イメージ図）



○ …兼務可能(院8条3項)

x …必置教員数内での兼務不可(院9条1項、専5条1項・2項)

<△><△> …上記の例外として兼務可能

①<△>は、修士課程を担当する教員が一個の専攻に限り、博士課程(一貫制又は後期)との兼務可能(院9条2項)

②<△>は、専門職学位課程を担当する教員が一個の専攻に限り、博士課程(一貫制又は後期)との兼務可能(専5条2項)

(大学院設置基準8条3項及び9条2項の規程を受けるものを除く。)

※必置専任教員を超える部分の専任教員は、専門職学位課程と学士課程・修士課程との兼務は可能(法令上の規制なし)

①「兼務」…自大学の複数の専攻(学科)の専任教員となること

→ このうち、必置教員数内の兼務(いわゆる「ダブルカウント」)について法令上の規制あり

②「兼任」…他大学の教育研究に従事すること

③「兼任」…自大学の別の専攻(学科)の教育研究を担当すること ※法令上の規制なし

【参考：検討経緯にかかる各種提言等】

○専門職学位課程 WG 報告書（平成 22 年 6 月 29 日）

- ・ダブルカウントについては、多くの専門職大学院で、暫定措置の終了に合わせた計画的な解消が順調に進められ、平成 26 年度以降、専任教員数の確保の観点からは支障が生じない見通しである。
しかし、博士後期課程との接続の在り方について指摘されている。
- ・大学における教育と研究は一体であり、理論と実務の架橋を目的とする専門職大学院における、教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能やモチベーションの維持・向上、あるいは進学を希望する学生への対応等の役割・機能や国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程（後期）との接続を図ることは重要である。
- ・このため、当面、平成 26 年度以降も引き続き、専門職大学院の教員が同時に博士課程（後期）において研究指導を行える環境を維持する必要があり、博士課程（後期）については、ダブルカウントの措置を継続するなどの制度的対応も検討される必要がある。

○グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～（答申）

（平成 23 年 1 月 31 日）

＜専門職学位課程の教員組織に関する検討＞

学士課程、修士課程又は博士課程を担当する教員は、教育研究上支障がない場合には、他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができるととされているが、専門職大学院については、設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」という。）は、他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは、専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方、専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から、制度創設後 10 年間の特例として、他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが、この特例は平成 25 年度で終了する。

このため、特例措置終了後の教員組織の在り方について、専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際、理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程（後期）の接続を図ることは重要である。

また、大学における教育と研究は一体であり、学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも、相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから、教員が学位課程及び専攻の壁を越えて相互に連携協力することや、流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ、教育研究の質保証の観点に留意しつつ、上記特例措置終了後の専門職学位課

程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

○専門職大学院設置基準における特例措置終了後の取扱いに関する大学院部会の審議結果概要

(平成 24 年 1 月 31 日大学分科会配付資料より)

(4) 第 5 期 (前期) における検討結果

○特例措置終了後の教員組織の在り方については、専門職大学院制度の趣旨 (教育に専念する教員の充実等) を踏まえて対応。

○教員組織や進学希望者への対応等の観点から、専門職学位課程と博士課程 (前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く (以下「博士課程」という。)) の接続を図ることが重要。

(5) 今期における大学院部会の審議結果概要

○専門職大学院の必置教員については、ダブルカウントできないこととされているが、現在は、制度創設後 10 年間の特例として、認められている。

○現在の特例が終了する平成 26 年度以降、専門職大学院のダブルカウントについては、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程のみ認めることが適当。